

町施設等の年末年始の対応について

施設名等	12/28 (土)	12/29 (日)	12/30 (月)	12/31 (火)	1/1 (水)	1/2 (木)	1/3 (金)	1/4 (土)	1/5 (日)	1/6 (月)
小坂町役場施設(本庁・七滝支所・十和田出張所・七滝公民館・川上公民館)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
セパーム	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
図書館	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×
郷土館・中小路の館(冬期休館中)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小坂鉄道レールパーク	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
康楽館・小坂鉱山事務所	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
ゆーとりあ浴場(登録者)	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○
歯科診療所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
あかしや荘	○	○	○	○※1	×	×	×	○	○	○
し尿くみ取り	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○
ごみ収集	○ 不燃物B	×	×	○ 可燃ごみ	×	×	×	○ 古紙類	×	×
ごみ焼却場(鹿角市)	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○
不燃物捨て場(魁)	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×
町営バス野口線	○※2	○※2	○	×	×	×	×	○※2	○※2	○

●役場閉庁時の手続きについて

出生・死亡・婚姻・離婚等の戸籍に関する届出は、夜間・休日受付へ24時間届出ができます。住所変更等の住民票に関する届出はできません。また、戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書・所得証明書等の証明書発行もできませんので必要な方はお早めにご用意ください。

- ▲ 歯科診療所：12月27日(金) 9時30分から13時まで
- ※1 あかしや荘：12月31日(火) 10時から16時まで
- ※2 町営バス野口線 2往復のみの運行となります

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和元年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています。

所得税及び住民税の申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお願いします。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するお問い合わせ先
ねんきん加入者ダイヤル

TEL 0570-003-004

小坂町プレミアム付商品券購入対象者の方へ

【申請は1月31日まで】

小坂町プレミアム付商品券は、2万5千円分の商品券を2万円で購入することができ、町内店舗で使用できます。商品券を購入するには、8月中旬に対象者の方へお送りした申請書の提出が必要です。**申請書の受付は、令和2年1月31日(金)まで**です。商品券の購入を希望する方はお早めに申請ください。

また、**使用期間は令和2年2月29日(土)まで**となっていますので、使い忘れないようご注意ください。

※プレミアム付商品券については広報こさか7～11月号にも掲載しています。

◎お問い合わせ先

- 申請、購入引換券について
観光産業課観光商工班…TEL 29-3908
- 販売、換金等について
かつの商工会……………TEL 0186-22-0050

